

## カード会社から利用明細書が届いた

これがあれば、一つ一つの明細は不要ではないと考えている人もいます。  
以前から、個別に説明していますが、パンフを作成してみました。



## 消費税 基本的な話です。

- ① 消費税の納付の形です。

$$\boxed{\text{預かった消費税}} - \boxed{\text{支払った消費税}} = \boxed{\text{申告・納付する消費税}}$$

- ② 問題は、『支払った消費税』を証明する書類です。  
この書類が保存されていないと、上記の算式にある差し引きができないことになります。  
書類が保存されていて、差し引き計算が認められるのです。
- ③ ②にいう書類とは、何か。  
支払った相手つまり、課税仕入れの相手方から交付を受けた請求書や納品書のことです。

## クレジットカードの毎月の利用明細では、問題があるのか。

- ① 保存書類は、『課税仕入れの相手方』から交付を受けたものに限りません。  
ところが、クレジットカードの明細は、カード業者という他の事業者が作成した書類であり、  
商品やサービスを提供した事業者のものではありません。
- ② 保存書類には、商品やサービスの内容についての記載が必要です。  
クレジットカードの明細は、簡便になっていて支払った対価の内容についての記載がない。  
つまり、商品やサービスの内容についての記載がないのです。

①②理由で、クレジットカードの毎月の利用明細は、消費税法第30条第9項にいう請求書等に  
当たらないことになります。

## クレジットを利用したときは、なにを保存すればよいのか

商品やサービスを受けたときには、(ホテルやゴルフ場では請求書が発行されて)カードを提示し  
領収書・レシートを受け取る。

この時受ける請求書や領収書などに商品やサービスの内容についての記載があるはずですが  
記載のない領収書の時は、但し書きなどに記載してもらってください。

この書類を、経理担当者に渡してください。  
そして、なかがわ会計の目に触れるようにしてもらいたい。

ともかく、受領した領収書・請求書・レシートなどを捨てないでください。